

守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号の規定による地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する児童の保護者に利用料に関する給付（以下「給付金」という。）を行うことにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

（2）対象施設等 次のア又はイのいずれかの施設をいう。

ア 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての児童を対象として提供している標準的な開所時間が、おおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上である施設等のうち、別表1に定める基準を満たすと市長が認めるものであって、次に掲げる施設等でないものをいう。

（ア）法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

（イ）法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

（ウ）法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

（エ）法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等。ただし、法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の児童の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の児童の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。

（オ）守谷市乳幼児保育室事業実施要綱（平成14年守谷市告示第26号）第6条2項の規定による守谷市乳幼児保育室として認定を受けている施設

イ 守谷市外に所在する施設等であって、当該施設等が所在する市区町村における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等の基準を満たす施設等であって、市長が本号アに規定する施設と同等と認める施設

（3）利用料 対象施設等に在籍する全ての児童に提供する活動等に対して、対象施設等が保護者から徴収する料金であって、入園料、施設整備費、延長保育若しくは預かり保育の利用料又は実費徴収費（食材費及び通園費等対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではない

ものをいう。

- (4) 対象児童 守谷市に住所を有する満3歳以上の小学校就学前の児童のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受給している者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している者

ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を利用している者

(対象施設等基準適合審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の認定を受けようとする施設等の事業者は、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2号イに規定する施設等は、前項に規定する市長の認定を受けようとするときは、審査申請書及び関係書類に加え、施設の所在する市区町村の認定通知を市長に提出しなければならない。

(適合対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として認定することを決定したときは、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(様式第2号)により、申請を却下したときは、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、当該事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により決定を受けた対象施設等(以下「適合対象施設等」という。)は、別表2に定める児童の在籍期間に応じ、当該提出期間に、月ごとの各月在籍名簿(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(適合対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、適合対象施設等が偽りその他不正な手段により対象施設等の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 適合対象施設等が、当該施設が所在する市区町村から前項に規定する取消しの決定と同等の決定を受けた場合又は当該市区町村において認定を受けるとする施設の対象外となった場合は、速やかに守谷市への報告を行わなければならない。この場合において、市長は、当該施設を適合対象施設等として扱わないものとする。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象児童の保護者が適合対象施設等に支払う利用料とする。

(給付金の額)

第7条 給付金の額は、対象児童の保護者が現に適合対象施設等に支払った月額利用料と、次条に規定する給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付基準額)

第8条 給付基準額は、対象児童1人当たり、1箇月につき2万円（対象児童が利用している対象施設等が、適合対象施設等として決定された日の属する年度の前年度以前、過去3箇年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）が2万円を下回る場合は、当該平均月額利用料の額）とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象児童の保護者は、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、別表3に定める利用料の期間に応じ、当該提出期間に市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条の支給申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、給付金を支給することを決定したときは給付金の交付をもって通知に代えるものとし、支給しないことを決定したときは守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象児童の保護者から指定された金融機関の口座に、市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、対象児童の保護者が偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。利用した適合対象施設等が偽りその他不正な手段を用いた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（様式第7号）により対象児童の保護者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象児童の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第14条 適合対象施設等は、この告示に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、当該文書の発生した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保

管しなければならない。

- 2 前項に規定する備えるべき帳簿及び関係書類については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（給付金に関する報告等）

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象児童の保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導・監査）

第16条 市長は、適合対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、必要に応じて適合対象施設に対して本告示に定める内容を周知徹底するものとする。

- 2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

- 3 市長は、適合対象施設等が所在する市区町村が実施した指導又は監査の内容を、当該適合対象施設等から市へ報告させることにより、前項に定める指導又は監査に代えることができる。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては1人）以上は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれを同等以上のものと認める市区町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。
3 設備（有する場合）	（1）集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」と

合)	いう。)の面積は、おおむね児童1人当たり1.65平方メートル以上であること。 (2) 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。 (3) 必要な遊具、活動用品等を備えること。 ※通常の保育が屋外の場合は、悪天候等に一時的に避難可能なスペースを確保すること。
4 非常災害に対する措置	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に設ける建物は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、3階以上に設ける場合は耐火建築物であること。 ※建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置をすること。
5 集団活動の内容	(1) 児童一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し、実施していること。 (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6 給食(給食を実施している場合に限る。)	児童の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理・安全確保	児童の健康観察等を通じて日々の児童の健康を管理するとともに、児童の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9 職員・児童の帳簿の整備	職員及び児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について正確な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成

	すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
--	---

別表 2 (第 4 条関係)

児童の在籍期間	在籍名簿の提出期間
4 月分～ 9 月分	左欄と同一年度の 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで
1 0 月分～ 3 月分	左欄と同一年度の 3 月 2 0 日から翌年度 4 月 1 5 日まで

別表 3 (第 9 条関係)

利用料の期間	支給申請書の提出期間
4 月分～ 9 月分	左欄と同一年度の 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで
1 0 月分～ 3 月分	左欄と同一年度の 3 月 2 0 日から翌年度 4 月 1 5 日まで

申請日 年 月 日

守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

守谷市長 宛て

申請者所在地

氏名又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者連絡先

守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の規定に基づき対象施設等の適合基準審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置者・施設等に関する事項について記入してください。

設置主体	☐ 法人 ☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 株式会社 ☐ NPO 法人 ☐ その他法人 ☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 ー TEL : ー ー メールアドレス :
代表者	職名 : 氏名 :
施設等の種類	☐ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出対象施設 （うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無） （うち、企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 上記以外の施設
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 ー TEL : ー ー メールアドレス :
施設等の管理者	職名 : 氏名 :
事業開始年月日	年 月 日

2 運営に関する事項について記入してください。

※ 満3歳児以上の全ての児童を対象として提供している標準的な活動時間で記入してください。

開園曜日	☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐ 土曜日 ☐ 日曜日						
開園期間	週 / 年間						
開園時間	平日	午前・午後		:	～	午前・午後	:
	土曜日	午前・午後		:	～	午前・午後	:
	日曜日	午前・午後		:	～	午前・午後	:

3 利用定員（ 年5月1日時点）※1

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 ※3	4歳児	5歳児	6歳児	合計
定員 ※2								

※1 原則、申請日の属する年度の前年度5月1日時点。それ以外の時点で申請する場合は、第1号様式付表2を作成してください。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満3歳児の定員は「3歳児」欄に記入。

4 満3歳児以上の現員（ 年5月1日時点）※1

児童数 ※2	3歳児 ※3	4歳児	5歳児		6歳児	合計	B/A (%) ※5
現員						A	
現員のうち 無償化対象人数 ※4						B	

※1 原則、申請日の属する年度の前年度5月1日時点。それ以外の時点で申請する場合は、第1号様式付表2を作成してください。

※2 居住市町村にかかわらず、すべての「おおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上の利用者」をカウントしてください。

※3 満3歳児の現員数は「3歳児」に記入。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している児童の人数を記載。

※5 本欄の数値が50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

5 利用料金

	年度	各年度の利用料（保育料）			
3歳児	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
4歳児	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円
	年度	☐ 年額	☐ 月額	☐ その他（ ）	円

5 歳児	年度	☐ 年額 ☐ 月額 ☐ その他 ()		円
	年度	☐ 年額 ☐ 月額 ☐ その他 ()		円
	年度	☐ 年額 ☐ 月額 ☐ その他 ()		円
	年度	☐ 年額 ☐ 月額 ☐ その他 ()		円

6 職員の配置 (年 5 月 1 日時点)

資格等		常勤人数	非常勤人数		合計人数	
			実人数	常勤換算 ※	実人数	常勤換算 ※
施設長						
保育士						
幼稚園教諭						
看護師						
准看護師						
調理員				—		—
その他	()			—		—
	()			—		—
	()			—		—
	()			—		—
	()			—		—

※ 常勤換算とは、該当する非常勤職員の 1 日の勤務時間数を常勤職員の 1 日の勤務時間数で除した数字としてください。(小数点第 2 位以下を四捨五入する。)

7 施設・整備の現況

(1) 主な活動場所が屋内の場合 (または屋外と併用する場合)

		活動室		調理室		便所		その他		合計	
設置状況	室数		室		室		室		室		室
	面積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
	便器数	—		—			個	—			個
屋外遊戯場 （園庭）	☐ 有 面積（ ） m ²					☐ 無 付近の代替可能な場所（ ☐ 有 ☐ 無 ）					
建物の構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）										

(2) 主な活動場所が屋外の場合

種類	☐ 公有地 ☐ 私有地 ※ 公有地の場合、他の利用者への配慮・工夫等を記載 ()
所在地	
屋外活動の頻度	週 日

入所児童現員の内訳書（様式第 1 号付表 1）

基準日	年	月	日時点	施設名
-----	---	---	-----	-----

[illegible]

※ 内訳書の順は、「児童の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の児童名（カナ）の五十音順に記入してください。

※ 「無償化対象の有無」欄は、児童の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

※ 対象施設等基準適合審査申請書付表（入所児童現員の内訳書）に記載された全ての児童の世帯について、基準適合審査のため、守谷市が、守谷市の保有する教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第１９条）に関する情報を参照することについて、申請者が、記載された全ての児童の世帯に説明し、同意を得ておいてください。

基準日を変更する理由書（様式第 1 号付表 2）

申立日 年 月 日

施 設 名	
通 常 の 基 準 日	年 5 月 1 日 (申請日の属する年度の前年度の 5 月 1 日)
変更後の基準日	年 月 日
基準日を変更する合理的な理由等	基準適合審査において、無償化の対象の児童の割合要件があります。無償化の対象の有無等を確認するのは、原則、申請日の属する年度の前年度の 5 月 1 日時点とされています。これは意図的な児童の入退所をすることで、対象施設になることを防ぐことを目的としています。合理的な変更理由を記載してください。

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の規定に基づき通知します。

設 置 者 名	
設 置 者 住 所	
代 表 者 名	
施 設 等 の 名 称	
決 定 年 月 日	
月 額 基 準 額	月額 円／児童1人
備 考	

< 教 示 >

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、守谷市に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に守谷市を被告として（守谷市長が被告の代表者になります。）提起をすることができます。

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の規定に基づき通知します。

設 置 者 名	
設 置 者 住 所	
代 表 者 名	
施 設 等 の 名 称	
却 下 年 月 日	
却 下 の 理 由	
備 考	

< 教 示 >

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、守谷市に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に守谷市を被告として（守谷市長が被告の代表者になります。）提起をすることができます。

様式第4号（第4条関係）

各月在籍名簿

提出日 年 月 日 施設名

◆利用契約上、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用する児童のみ記載

[illegible]

※ 在籍名簿の順は、「児童の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の児童名（カナ）の五十音順に記入すること。

守谷市長 宛て

1. 必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿等、徴収金台帳等を守谷市が閲覧すること。
2. 申請内容等を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の付帯業務のために守谷市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		
	氏名	㊞	住所	〒		
	連絡先 1		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			
	連絡先 2		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			

申請児童	フリガナ		住所（申請者と異なる場合のみ記入） 〒
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

施設・事業所名	
---------	--

対象月	月額利用料（Ａ）	月額基準額（Ｂ）	請求額 （Ａ）（Ｂ）小さい方
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
支給申請額合計		円（ 年 月～ 年 月分）	

[illegible]

守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業提供証明書 兼 領収書（様式第5号付表）

1 納入者（申請保護者）

フリガナ		対象児童との続柄
氏名		

2 対象児童

フリガナ		生年月日
氏名		

3 領収金額

対象月	受領した 月額利用料（A）	月額基準額 （B）	給付額 （A）（B）小さい方
月			
月			
月			
月			
月			
月			

給付額合計	円
-------	---

（A） その月に施設が保護者から受領した金額

（B） 施設が決定を受けた月額基準額

給付額合計は、納入者（申請保護者）が、市町村に請求する金額になります。

4 証明

上記の対象児童に対して、多様な集団活動事業利用支援事業を提供したこと及び、同 事業の提供に係る利用料として上記金額を受領したことを証明します。	
証 明 日	年 月 日
設 置 者 名	
施 設 名	
施 設 所 在 地	
代 表 者 職 氏 名	

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により申請却下となりましたので、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金実施要綱の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備考	

< 教 示 >

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、守谷市に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に守谷市を被告として（守谷市長が被告の代表者になります。）提起をすることができます。

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたので、守谷市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備考	

< 教示 >

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、守谷市に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に守谷市を被告として（守谷市長が被告の代表者になります。）提起をすることができます。